

# 交通安全施設整備要望書

令和 年 月 日

中津市長 奥塚 正典 あて

自治委員 住 所	_____
TEL	_____
自治区名	_____
氏 名	_____ 印

地区内の交通安全対策のため、下記箇所への交通安全施設整備について要望します。

なお、カーブミラーについては、中津市道路反射鏡設置基準要綱を理解した上で提出しております。

## 記

申請箇所	中津市 大字 ( )	要望施設	・カーブミラー( 片面 ・ 両面 )
住宅地図	P		・防護柵 ( ガードレール・ガードパイプ・転落防止柵 )
路線名	( ) 線		・区画線 ( ) ・その他 ( )

※申請箇所の隣接水路横等に防護柵を設置する事を承諾します。 水路理事 印

※申請箇所に、交通安全施設を設置する事を承諾します。 隣接地所有者 印

## ◎申請時の注意事項

- ・申請年月日を記入する事。
- ・申請は要望書1枚につき要望箇所1箇所とすること。
- ・危険箇所略図を表示の際は、住宅地図等で申請箇所を分かりやすくする事。
- ・申請防護柵(ガードレール等)が水路に隣接しているときは、水路理事の承諾を受ける事。

備考(対応等)

## (参考資料) 中津市道路反射鏡設置基準要綱 (平成23年4月1日制定)

(目的)  
第1条 この要綱は、道路反射鏡の設置等に必要な事項を定め、道路における安全確保に必要な環境整備を図ることを目的とする。

(定義)  
第2条 この要綱における道路反射鏡とは、道路法施行令(昭和27年政令第479号)第34条の3第4号における、他の車両又は歩行者を確認するための鏡を言う。

(設置場所)  
第3条 原則として次に掲げる場所の見通しを改善する必要があると市長が認めた場合に、予算の範囲内で設置するものとする。

- (1) 国道・県道・市道・農道及び公衆道路が交差し、又は合流する場所
- (2) 市道及び農道の屈曲し、又は屈折する場所
- (3) 前各号に掲げる地点のほか、市長が特に必要と認める場所

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、道路反射鏡を設置しないものとする。

- (1) 設置により車両の通行に支障が生じるおそれがある場合
- (2) 公衆用道路が袋地状となっている場合において、当該公衆用道路を日常的に使用する者の居住する家屋が10戸未満の場合(ただし、長屋及び共同住宅については1棟を1戸とみなす)
- (3) 公衆用道路と公衆用道路が交差し、又は合流する場所
- (4) 建築基準法第42条第1項第2号道路(開発道路)及び建築基準法第42条第1項第5号道路(位置指定道路)を新たに整備する場合は、その者が道路反射鏡を設置するものとし、道路完成後10年以内の場合

(申請人)  
第4条 設置要望の申請人は自治委員とする。申請人は以下の関係者の承諾を得た上で交通安全施設整備要望書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

- (1) 道路反射鏡の設置等を希望する場所の土地所有者(国道・県道又は河川敷に設置する場合を除く)
- (2) 道路敷に道路反射鏡の設置等を希望する場合、当該道路敷に隣接する土地所有者
- (3) 電柱に道路反射鏡の設置等を希望する場合は、当該電柱の設置場所の土地所有者